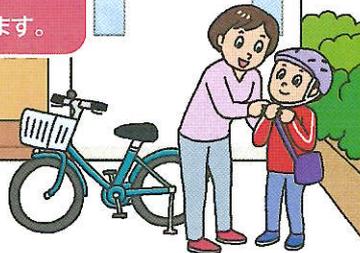


じてんしゃ あんぜん の 自転車に安全に乗っているかな？

こころ 転んだときや、ぶつかったときに、ヘルメットをかぶっていると、頭を守ってくれます。



おとな いっしょ たが 大人と一緒にいすの高さやブレーキの確認をしましょう。

ヘルメットをかぶりましょう。

ほ どう 歩道がないところは、道路の左側を走りましょう。

うし 後ろからくる車に気をつけよう！



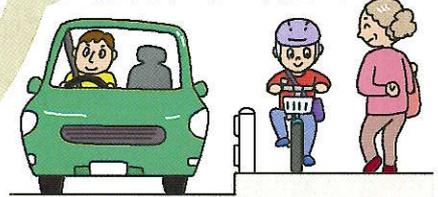
止まれ STOP このマークのあるところでは止まって周りの安全を確認しよう。

いち じょう 一時停止と安全確認を必ず忘れないで。

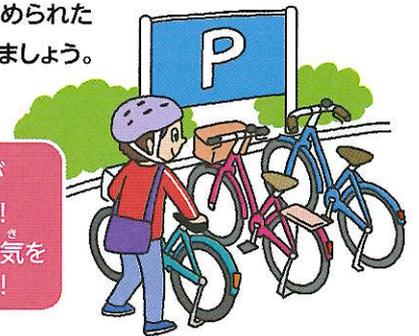


さ 左右、後ろの安全を確認しよう！

ほ どう 歩道は歩行者に気をつけて車道寄りをゆっくり走ろう。



みせ とう ちやく お店に到着！自転車は決められた場所に置きましょう。



か 買い物がお終わった！帰り道も気をつけよう！



と 飛び出しはしない！



スタート

ゴール

かえ 帰ってきたら自転車にかぎをかけましょう。

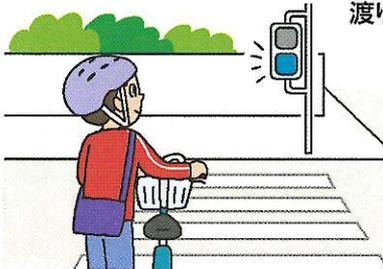
こう 交差点では曲がってくる自動車に気をつけましょう。



うん 運転手さん見てるかな？

しん 信号を守って、青になったら、左右と右後ろの安全を確かめてから渡りましょう。

み とお 見通しの悪い交差点では必ず止まって左右の安全を確認しましょう。



守っていることを
○に
をつけてよう！
いくつかできてるかな？

じてんしゃの
自転車に乗って、
おつかいに
行ってみよう

これはダメ ぜったいやめよう！ やめさせよう！

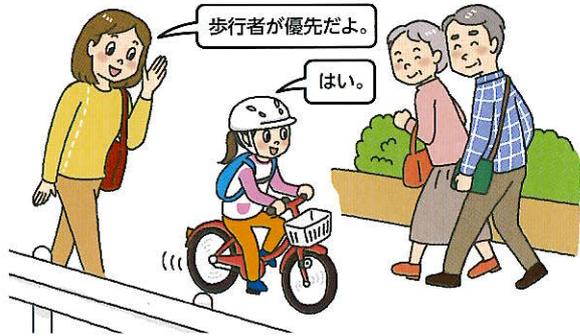
**スマートフォンなどの
画面を見ながら
運転すること**



保護者の方へ

子どもにルールを教えましょう

● 保護者の方は、その監護する未成年者が自転車を安全で適正に利用できるよう、必要な技能や知識を習得させるよう努めなければなりません。(東京都自転車安全利用条例第15条第1項)



ヘルメットをかぶりましょう

● 保護者の方は、13歳未満の子供にヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。(道路交通法第63条の11)

● 自転車利用者は、年齢を問わず、ヘルメット等の着用を努めるものとされています。(東京都自転車安全利用条例第19条)

**並んで走ること
ふたりの
二人乗りをすること**



かさを差して運転すること

自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等*に加入している必要があります!! (令和2年4月1日～)

自転車利用中に事故を起こした際には、自分がけがをするだけでなく、相手にけがなどをさせることがあります。万が一に備えて、保険等に加入している必要があります。

*自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済

● 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する保険等に加入しなければなりません。(東京都自転車安全利用条例第27条)

● 保護者の方は、未成年のお子さんが自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する保険等に加入しなければなりません。(東京都自転車安全利用条例第27条の2)

自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等は、傷害保険、火災保険、自動車保険等の特約として契約することもできます。また、コンビニエンスストアやインターネット等を利用して手軽な手続で加入できる自転車向け保険もあるほか、点検整備された自転車の車体に付帯された保険(TSマーク付帯保険)もあります。既に加している保険等に補償が付いている場合もありますので、確認してください。詳細は、保険会社や保険代理店にお問い合わせください。

自転車側が加害者になった賠償責任の例

小学5年生の少年が、坂道を自転車で下っていた際に、前方不注意で女性に衝突。女性は頭の骨を折り、意識が戻らない状態。裁判所は、少年の保護者に監督責任を認め、約9,500万円の賠償を命じました。(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

